

平成30年度

定期監査結果報告書

中津川市監査委員

中監査第37号
平成31年2月21日

中津川市長 青山節児 様
中津川市議会議長 大堀寿延 様
関係行政委員会の長 様

中津川市監査委員

鷹見 幸久
櫛松 直子

平成30年度定期監査の結果について

平成30年度の定期監査を地方自治法第199条第4項の規定により実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

目 次

1	監査の期間	1
2	監査の対象	1
3	監査の範囲及び方法	3
4	監査の結果	3

1 監査の期間

前期 平成30年 6月28日から平成30年 8月 6日まで

後期 平成30年10月 9日から平成30年10月31日まで

2 監査の対象

平成29年度中津川市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理と平成29年度の現況について次の部・課等の監査を行った。

■ 市長公室

■ 政策推進部

政策推進課・広報広聴課

■ 総務部

人事課・行政管理課・情報政策課

■ 財務部

財政課・資産経営課・税務課・収納管理室

■ 定住推進部

定住推進課・市民協働課・山口総合事務所・坂下総合事務所・川上総合事務所・加子母総合事務所・付知総合事務所・福岡総合事務所・蛭川総合事務所・中津事務所・苗木事務所・坂本事務所・落合事務所・阿木事務所・神坂事務所

■ 健康福祉部

障害援護課・福祉相談室・高齢支援課・介護保険室・国民健康保険課・健康医療課・健康寿命対策室・地域総合医療センター・国保阿木診療所・国保蛭川診療所・国保川上診療所・国保加子母歯科診療所

■ 生活環境部

市民課・環境施設建設推進室・防災安全課・消費生活相談室・環境政策課・環境センター・衛生センター・恵北衛生センター

■ 農林部

農業振興課・有害鳥獣対策室・家畜診療所・林業振興課・農林整備課

■ 商工観光部

工業振興課・企業誘致推進室・商業振興課・観光課

■文化スポーツ部

生涯学習スポーツ課・中央公民館・図書館・蛭川済美図書館・文化振興課・鉱物博物館

■リニア都市政策部

リニア対策課・リニア推進坂本事務所・都市計画課・リニア駅周辺整備課

■基盤整備部

建設課・用地課・管理課・地籍調査室・建築住宅課・福岡基盤整備課

■水道部

水道課・下水道課・水道経営課・浄化管理センター

■中津川市民病院・国保坂下病院・坂下老人保健施設

■消防本部〈中消防署（坂下分署）・西消防署（蛭川分署）・北消防署（加子母分署）含む。〉

■会計課

■教育委員会事務局

教育企画課・施設計画推進室・学校教育課・教育研修所・幼児教育課・子育て政策室・発達支援センター・子育て支援センター・阿木高等学校・神坂中学校・坂下中学校・福岡中学校・蛭川中学校・神坂小学校・山口小学校・坂下小学校・川上小学校・福岡小学校・高山小学校・蛭川小学校・神坂幼稚園・山口幼稚園・一色保育園・落合保育園・坂下保育園・川上保育園・蛭川保育園

■議会事務局

■農業委員会事務局

■監査委員事務局

3 監査の範囲及び方法

(1) 範囲

各部課における収入、支出、契約、現金の出納保管、財産管理等の事務の執行について、合法性・正確性、支出の経済性・効率性、事務運営の合理性・健全性等の観点から監査を行った。

(2) 方法

事前に提出された監査資料に基づき、関係職員から事務・事業の概要、執行状況、本年度の重点目標、課題等について説明を受け、質疑を行い、必要に応じ関係書類を点検し、併せて収入・支出のうち重要性が大きいと思われる事業を試査により抽出し、証拠書類等と照合した。

4 監査の結果

各課等の事務・事業の執行状況については、全般的に適正であることを確認した。

軽易な事項については、その都度口頭により伝え、指摘・改善事項については、進捗管理システムを活用してその後の対応状況を監察している。

なお、主な監査意見は次頁のとおりである。

(1) 市有財産運用管理マスタープラン実施計画について

平成28年度のクアリゾート湯舟沢につづき、当年度には紅岩山荘も民間譲渡が完了した。第三セクターの赤字と市有財産の各施設の老朽化によるランニングコストおよび修繕費の増大が財政圧迫の一要因となっている中で、市の負担軽減と施設の有効活用が図られる民営化は大きな成果といえる。

しかし、不用土地の売却も思うように進んでおらず、また老朽化の進んでいる施設(学校施設等も含む)も多く抱えており、施設修繕費の過大な負担が懸念される。

市の財政負担軽減のために市有財産運用管理マスタープラン実施計画の着実な遂行は不可欠である。施設の統廃合や民間譲渡、不要な土地の売却、借地の解消等、不断の取り組みを推し進められたい。

(2) 重度訪問介護における市の負担について

重度訪問介護の利用者のうち、24時間の居宅介護の利用者4人に対し扶助費として100,607千円の税金が投入されている。扶助費の負担割合は国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となっている。市の扶助費の総額は1,229,753千円であるが、24時間の居宅介護は1割近くを占めており、利用者一人当たりの負担額は群を抜いている。

岐阜県で24時間体制の居宅介護サービスを提供する事業所は少なく、東濃では中津川市しかない。制度自体の必要性はあるものの、24時間介護サービスを行う事業所のない自治体の住民が市内の障がい者用住居などに住所移転され、サービスを受けることは可能である。それにより、市は本来負担する必要のない大きな扶助費支出を抱えざるを得なくことが想定される。これに対しては、何らかの方策を練っておく必要があると思われる。

また、サービス提供事業者が作成する請求額情報は、国民健康保険団体連合会の請求システムへ介護サービスの内容を入力することで積算されている。市独自の負担額については積算数値を確認し、過大請求とならないよう精査されたい。

(3) 委託業務等の随意契約における契約金額の根拠の確認について

施設の保守点検等の委託業務では、設備を設置した業者であること、他に保守点検をできる業者が見当たらない等の理由により、随意契約とされているものが圧倒的に多い。随意契約の理由は適正ではあったとしても、契約金額の根拠については、検証が十分にされていない部署が認められた。特に、業者見積りの単価について根拠を確認していない状況が多く見受けられた。また、見積書に記載された日数や時間について

ても市側で実態を把握しなければならない。

業者からの見積書を鵜呑みにすることなく、その根拠を十分精査し、必要に応じて契約金額の再交渉を行うなど、契約事務に対する認識を高め、事務の執行を図られたい。

(4) 中心市街地活性化基本計画の着実な推進について

中心市街地活性化基本計画第2期計画（平成30年7月策定）は、商業、観光、交流の分野で基本方針を立て、事業実施計画についての国の認可を受けた。今後、国の補助金を積極的に活用し、計画を着実に推進されたい。

特に新町ビル跡地開発事業では、子育て支援や市民交流、観光、学びの拠点となる複合施設の建設が計画されている。公共施設の効率的な集約化とそれに伴う施設維持費の低減を前提に、市民便宜に重点を置いた計画実施に取り組まれたい。

(5) 企業会計の退職給付引当金について

水道、病院（企業会計）は、職員全員についての退職給付引当金を債務に計上しなければならない。現在、企業会計では人事課から提示された期末時点での退職金要支給額を引当しているが、実際の退職金は一般会計から支払われており、退職金に係る経理処理と支給実態が乖離している。水道経営課と人事課では、基準を設けて一般会計へ退職金負担分を繰入れする方法を協議しているが、できる限り早く調整を行い、取り扱いについて決定をされたい。

また、病院の一般職（事務職）については引当てがされていないが、水道会計と同様の考えに立てば一般職についても引当金を検討する必要がある。併せて協議を進められたい。